

成年後見制度の概要について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 三重支部

三重県司法書士会 マスコットキャラクター



みっしーくん

みーほちゃん



成年後見制度とは

判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

私たちは契約を前提とする社会に生きています。契約書を作ったり、印鑑を押したりはしませんが、スーパーやコンビニで買い物をするのも契約です。

契約をするには、自分の行為の結果がどのようになるか判断できる能力が必要となります。

判断能力が不十分な場合、そのことによって不利益を被ってしまうおそれがあります。

そうならないように支援するための制度が成年後見制度です。



利用例 1

**最近、母が悪徳商法の被害にあっているようだ。
母親が一人で暮らしている実家には、
必要がないと思われる同じような品物があふれている。
悪徳商法の被害に合わないようにしたい。**



法定後見（後見・保佐・補助）を利用



利用例 2

私はひとり暮らしだが、まだ十分やっていける。

でも、将来、施設に入ったりしなければならなくなったときの

費用の支払いや、所有しているアパートの管理を誰かにまかせたい。

良い人がいれば、今からお願いしたい。



任意後見を利用



成年後見制度ができた背景

成年後見制度は、平成12年にスタート

(1) 高齢社会への対応

介護保険制度の導入

(2) 障がい者福祉の充実

国際的な動き



- ① 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ② 質の高い福祉サービスの拡充
- ③ 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

行政庁の判断による「措置」から

サービスの利用者と提供者が対等の立場で締結する「契約」へ



契約の締結 . . . 後見人による支援が必要



制度を支える理念

- ① **自己決定の尊重**
本人が自分で判断して決めることを尊重するという考え方
- ② **残存能力（現有能力）の活用**
本人が、その時点で有している能力を最大限に使って、生活をするを尊重するという考え
- ③ **ノーマライゼーション**
障がいのある人も家庭や地域で今までと同じような生活をするができるようにするという社会福祉の考え方
- ④ **身上配慮義務**
本人の状況を把握し配慮する義務

これらの「理念」と「本人の保護の調和」が求められています。



成年後見制度の種類

1 . 法定後見制度

2 . 任意後見制度



法定後見制度

ご本人の判断能力に応じた3種類（3類型）がある。

- ① 補助・・・判断能力が不十分な方を支援
- ② 保佐・・・判断能力が著しく不十分な方を支援
- ③ 後見・・・判断能力が欠けているのが通常の状態の方を支援

（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、事故等で脳に損傷を負った方等、
判断能力の低下の理由は問わない。）



法定後見を利用するにはどうしたら良いの？

原則、本人、配偶者、4親等内の親族から家庭裁判所に

後見・保佐・補助の開始申立てをします。

市町の長から申立てをすることができる場合もあります。



申立て後の手続きの流れ

申立書類、添付した必要書類の審査

申立人、候補者、本人との面談

本人への鑑定

(平成26年では9割程度の事件で鑑定は省略されている。)

後見・保佐・補助開始の審判

後見人・保佐人・補助人が審判書を受け取って2週間で確定



申立てから実際に後見人等が選任されるまでの期間は？

面談期日の調整、鑑定の有無にもよるが、

1か月以内 47.6%

合計77.8%

1か月～2か月以内 29.3%

(平成26年集計)



後見、保佐、補助のどれを選択すれば良いの？

- ① 補助 . . . 判断能力が不十分な方を支援
- ② 保佐 . . . 判断能力が著しく不十分な方を支援
- ③ 後見 . . . 判断能力が欠けているのが通常の状態の方を支援

ご本人の状況、意思、支援の必要性等を総合的に判断すること
となるが、申立てには医師の診断書が必要。

診断書には、補助相当、保佐相当、後見相当の意見が記載されて
おり、それも参考とする。

鑑定が実施される場合は、鑑定結果による。



どれぐらい利用されているの？

家庭裁判所への申立件数（平成26年 1年間）

後見全体 34,373件（任意後見を含む。）

内訳	後見	27,515件	
	保佐	4,806件	
	補助	1,314件	
	任意後見（任意後見監督人選任）		738件

平成26年12月時点での利用数

成年後見 149,021人

保佐 25,189人

補助 8,341人

任意後見 2,119人



だれが家庭裁判所に申立てをしているの？

原則、本人、配偶者、4親等内の親族から申立て

- ① 本人の子 32.1%
- ② 市区町村長 16.4%
(平成13年 1.1%)
- ③ 本人の兄弟姉妹 13.5%
(平成26年集計)



だれが後見人になるの？

親族（子、配偶者、兄弟姉妹、親） 42.2%
 （平成13年では7割以上）

親族以外の第三者 65.0%

内訳	司法書士	8,716件
	弁護士	6,961件
	社会福祉士	3,380件
	行政書士	835件
	社会福祉協議会	697件
	市民の後見人	213件

（平成26年集計 全体34,067件）



後見人等は複数選任することも可能

- 本人が桑名に居る、財産が九州にある。
- 財産管理の後見人と身上監護の後見人とで事務分掌。

法人が後見人になることも可能

- ご本人がお若い



利用するのに費用はどれくらいかかるの？

申立手数料

- ・ 後見、保佐、補助開始 収入印紙 800円
- ・ 保佐、補助 代理権・同意権付与 収入印紙 各800円
- ・ 連絡用の切手 3,000円～4,000円程度
- ・ 鑑定手数料（鑑定が実施される場合）

実費 10万円以下 98.0%

うち5万円以下 63.0%

（平成26年集計）

- ・ **専門家（弁護士・司法書士）に書類の作成や手続きの代理を依頼する場合はその報酬**

ただし、生活保護受給者、一定以下の所得者については日本司法支援センター（法テラス）の援助制度が利用できる。

第三者後見人（特に専門職後見人）が就任する場合

後見人の報酬が必要な場合があります。（報酬額は裁判所が決定）

ただし、桑名市には成年後見制度利用支援事業による補助制度がある。

後見類型

(判断能力が欠けているのが通常の状態の方を支援)

ご本人 「成年被後見人」と呼びます。

支援をする人 「成年後見人」と呼びます。

支援内容

代理権 日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を本人に代わって行う。

取消権 本人が行った日常生活に関する行為を除くすべての法律行為について必要に応じて取消しする。



保佐類型 (判断能力が著しく不十分な方を支援)

ご本人 「被保佐人」 と呼びます。

支援をする人 「保佐人」 と呼びます。

支援内容

同意権、取消権

民法第13条第1項の行為については、当然、
保佐人に同意権・取消権が与えられます。

代理権、上記以外の同意権、取消権（別途申立が必要）

申立時に本人が選択した特定の法律行為の代理権、同意権、
取消権によって支援します。



民法13条第1項

- 一 元本を領収し、またはこれを利用すること
- 二 借財または保証をすること
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする
行為をすること
- 四 訴訟行為をすること
- 五 贈与、和解または仲裁合意をすること
- 六 相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること

- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付き贈与の申込みを承諾し、または負担付き遺贈を承認すること
- 八 新築、改築、増築または大修繕をすること
- 九 民法602条に定めた期間を超える賃貸借をすること

民法602条

- ① 樹木の栽植または伐採を目的とする山林の賃貸借 10年
- ② その他の土地の賃貸借 5年
- ③ 建物の賃貸借 3年
- ④ 動産の賃貸借 6カ月



補助類型 (判断能力が不十分な方を支援)

ご本人 「被補助人」と呼びます。

支援をする人 「補助人」と呼びます。

支援内容

申立時に本人が選択した特定の法律行為の代理権、同意権、取消権によって支援します。

但し、補助人に付与される同意権、取消権の対象となる特定の法律行為は民法第13条第1項で定められているものの一部に限ります。



代理権

被後見人等に代わって、施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払いをしたり、他の相続人と遺産分割協議をしたり、不動産を売却したりすることです。

同意権

被保佐人や被補助人が例えば何かを購入するなどの契約行為をするにあたって、保佐人や補助人がその内容を検討し、同意してもよいのか判断することです。

取消権

そのような判断（同意）を受けずに、被保佐人や被補助人が購入した結果、妥当性を欠く場合、購入を取り消すことです。



後見人等を選任して解決できること

- 遺産分割
- 預貯金の管理（金融機関の入出金等）
- 施設との入所契約、施設費の支払い等
- 借家、アパート、駐車場等の賃貸物件の管理
- 消費者被害の防止、救済
- 不動産の売却（ただし居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可が必要）
- 交通事故の損害賠償請求等
- 財産の管理、契約



居住用不動産の処分の許可

本人の居住用財産の処分は、本人の居住環境を変化させ、本人の身上や精神に大きな影響を与える



家庭裁判所の許可が必要

処分 . . . 売却、賃貸、賃貸借の解除、
抵当権の設定、解体等



後見制度は本人を支援、保護するための制度

(以下のケースはどうなるでしょうか)

- **認知症の父の所有土地の上に子供が住宅ローンを組んで住居を建築したい**

- **認知症の父と同居しているので、父のために父のお金で家をバリアフリー化するとともに、父のお金で自分の子供部屋を増築したい。**



え？

そんなこともできないの？

後見人っていったい何ができるの？

- ・ 医療行為の同意はできない
- ・ 死後事務はできない
- ・ 身元保証、身元引受、金銭保証はしない
- ・ 事実行為（食事の世話やおむつの交換等の介護行為等）をするのは後見人の役割ではない。



死後事務について

ご本人が死亡すると後見等は終了する。

2か月内に管理の計算をして相続人に財産を引き渡す。



1. 人の死亡に関する公的事務

- 死亡届（後見人等から可能）、火葬埋葬許可
- 火葬埋葬行為
- 公的年金・社会保険等の処理



2. 財産の処理に関する行為

- ・ 生前債務の支払い
- ・ 入院入所契約の終了
- ・ 借家契約の解除
- ・ 水道光熱契約・通信契約の解除
- ・ 病院・施設・借家からの退去、撤去

3. 死後の宗教的儀礼の事務

- ・ 葬儀に関する事務
- ・ 永代供養・年忌法要に関する事務



ご本人に身寄りのない場合どこまですべきか、できるのか？

法的根拠がない

(成年後見制度が誕生したときに想定されていなかった)



あなた、ほんとうに後見人ですか？
どんな権限があるのですか？

- 審判書と確定証明書
- 後見登記事項証明書

同意権目録、代理権目録、

複数後見の場合の事務分掌規定

後見等に関する登記がされていない証明書

補助

補助開始の裁判

【裁判所】津家庭裁判所四日市支部
【事件の表示】平成26年(家)第[]号
【裁判の確定日】[]
【登記年月日】平[]
【登記番号】第[]号

被補助人

【氏名】[]
【生年月日】[]
【住所】[]
【本籍】[]
【従前の記録】
【住所変更日】平成27年12月30日
【登記年月日】平成28年1月20日
【変更前住所】[]

補助人

【氏名】柴田良彦
【住所】[]
【選任の裁判確定日】[]
【登記年月日】平成27[]
【同意を要する行為の定めのある裁判確定日】[]
【同意を要する行為】別紙目録記載のとおり
【登記年月日】[]
【代理権付与の年月日】[]年5月13日
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり
【登記年月日】[]

補助

同意行為目録

(別紙)

同意行為目録

1. 元本の領収又は利用
2. 借財又は保証
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
4. 訴訟行為
5. 贈与、和解又は仲裁契約

以上

登記年月日 []

代理行為目録

補助

代理行為目録

- 1 預貯金に関する金融機関等との一切の取引（口座の開設・変更・解約・振込依頼・払戻し等）
- 2 定期的な収入（年金等）の受領及びこれに関する諸手続
- 3 定期的な支出を要する費用（家賃・公共料金等）の支払及びこれに関する諸手続
- 4 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約，ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- 5 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- 6 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- 7 住民票，戸籍謄抄本等の行政機関の発行する証明書の交付請求及びその受領

登記年月日

[証明書番号]

(3 / 4)

補助

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成28年2月9日

東京法務局 登記官

恒川 浩二



33-3

[証明書番号]

(4 / 4)



任意後見制度

今は元気。でも、将来が心配。

もしも、判断能力が不十分になったら、支援してくれる人が欲しい。

判断能力があるうちに、支援してくれる人に依頼し、その人と将来の支援内容を決め、あらかじめその人と契約をしておく制度です。



任意後見契約は公証役場で作成します。

契約を締結しただけでは任意後見は開始しません。

実際にご本人の判断能力が衰えてきた場合に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て、任意後見監督人が選任されると任意後見が開始します。

任意後見人は契約時に当事者間で合意した特定の法律行為の代理権によって本人を支援します。

同意権・取消権による支援はありません。



任意後見に関しては、付随する契約による分類

① 将来型

任意後見契約を締結して、将来、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見監督人が選任されてから支援を開始するという典型的な支援方法です。

どのように本人の判断能力の低下を把握するかが課題



② 即効型

**軽度の認知症高齢者が任意後見契約を締結し、
時間をおくことなく任意後見監督人の選任申立てをして、
任意後見人による支援を開始する利用形態です。**

**そもそも任意後見契約を結ぶ能力があるのかが問題
な場合もある。**

その場合は、補助、保佐等の法定後見の利用も検討すべき。



③ 移行型

任意後見契約のほかに、
見守り契約（財産管理等の事務を行なわず、本人の健康状態を把握するために定期的に見守るという契約）、
任意代理契約（判断能力があるうちにの財産管理や身上監護に関する委任契約）、
死後事務委任契約（本人死亡後における葬儀・納骨等を行う事務）
等をあわせて結び、判断能力があるときは見守り契約と任意代理契約に基づいて支援し、判断能力が低下したときに任意後見監督人を選任して任意後見契約へ移行することを予定する利用形態です。

任意代理契約には家庭裁判所等、第三者の監視等はなく、不正が起きる場合もある。



任意後見契約に必要な費用

- **公証役場への費用**
- **後見登記の費用**
- **何より任意後見契約受任者（任意後見人）への報酬
（金額は契約による）**



後見監督人制度

後見人の事務を監督するために後見監督人が選任される場合がある。

監督人は監督以外に、

- ・ 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること**
- ・ 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること**

等の事務を行う場合もあります。

その他財産目録等の調整に立ち会ったりする義務もあります。



裁判所の関与・監督

後見人に就任すると1か月内に財産目録を調整して報告する。

その後も定期的に報告義務がする。

また特別のことがあれば、その都度、裁判所に報告する。

おわりに



以上が成年後見制度の概要です。

見てきたように、成年後見人等は法律行為等についての代理権、同意権、取消権が付与され、それを行行使することによって本人を支援する制度です。

成年後見制度は、決して万能なものではありません。

本人の支援のため、支援者が一体となって協力して行く必要があります。